

熊本市職員等の旅費支給に関する条例の一部改正について

熊本市職員等の旅費支給に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員等の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員等の旅費支給に関する条例（昭和33年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「監査委員」の次に「、企業管理者」を加え、「とき、」を「ときに」に改める。

第2条第1項第2号中「選考により」を削る。

第3条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第5項中「出発前に」の次に「次条第3項の規定により」を加え、「取消」を「取消し」に改め、「支給する」の次に「ことができる」を加える。

第4条第1項中「旅行は」を「次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第3項中「第5条第1項又は」を「自ら又は次条第1項若しくは」に改め、同条第4項中「旅行に関し必要な」を「旅行に関する」に改める。

第9条第1項中「同一地域」を「同一の地域」に改め、「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を、「、その」の次に「地域に」を加え、「額、」を「額を、」に改め、同条第2項中「同一地域」を「同一の地域」に改める。

第11条第1項中「者及び」を「旅行者及び」に、「しようとする者」を「しようと

するもの」に改める。

第12条中「定額」を「額」に改める。

第16条第2項中「区分計算する」を「区分計算をする」に改める。

第18条第2項中「水路旅行」の次に「及び航空旅行」を加え、「上陸して」を「上陸し、又は着陸して」に改める。

第20条第1項中「の各号に規定する」を「に掲げる」に改める。

第22条第1項中「の各号に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第1号中「に規定する」を「のAからUまでに掲げる」に改め、同号A及びU並びに同項第2号中「宿泊料」の次に「、食卓料」を加える。

第24条第1項中「の各号に規定する」を「に掲げる」に改める。

第26条第1項中「船車」を「交通機関、宿泊施設等」に、「、その他」を「その他」に、「超えて」を「超えた旅費又は通常必要としない旅費を」に、「については旅費の全部又は一部」を「又はその必要としない部分の旅費」に改める。

第28条中「定めてない」を「定めのない」に改める。

第29条中「この条例の実施」を「この条例に定めるもののほか、この条例の施行」に改める。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第13条、第14条、第17条、第18条、第19条、第21条関係）」に、「8級及び9級」を「7級及び8級」に、「7級」を「6級」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第20条関係）」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市職員等の旅費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

#### (提出理由)

一般職の給与改定の実施等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。